

米の不当表示はなくなったか

たにすぎないといつてある。

柄のみが単品で販売されていて、田あきたいまちなどの有名銘柄であり、斯渴しひかりや秋米の半分くらいはアーベント米の米が現在と違うのは、卸精造した業者が詐欺罪で逮捕された。魚沼事件では、玄米袋をわせた不當表示問題題はあつた。

月の新JAS法施行、そしてマーケティング制度の施行。第一は二〇〇八年の新JAS法施行、そして食品事件である。認証マーク施行以前の旧營養基準規格による「偽魚沼」しひかり事件」も、「マスコミや世間は「事件」など、マスコミや世間は

たケースは、すべて穀物検定協会の認証マーカーを貼付した不当表示精米である。マスコム事件についての認証マークを貼付しない商 phẩmについては、厳しいチェックを強化するなどされず、野放しに近い状態であった。

だが、これらマスクで取り
偽装が発覚した例もある。
がいくつかあった。なかには経
営沙汰になつて業者名が公にな
る種偽装に走る例があると飽たず
大になつた。卸は安値納入を迫

米の表示問題 三つの節目

底なしとしても思えた食肉業界の偽装騒ぎもひと段落した感があるが、「雪印食品事件」の発端となつた在庫買上げ分一萬二〇〇十の牛肉の件のうち、検査が終わつた口ッタリはまだ三分の一くらいわざと開かねい限り、食肉業界には枕を高くして寝られない人がいるのではないかといわれている。(1)「ノーブラの霜」がすべく食品業界全般に携わる人間にとつて近々に追込まれる。上場会社がわすかな期間に解散されると、中小堅企業があっけなく倒産に至つた結果をみれば、経営者や経営幹部は企業經營において何を優先しなければならないのか、一目瞭然となつたからである。

中島良一

新JAS法施行から1年...

① 五〇%米穀の原料の产地・品
米表示改正が適用される。

カナダの月刊誌

粉をもつておられました。

「ナハラ」の文字が
大書されている

の表が示されたりなかった

ことは、原料の品種・产地・産年

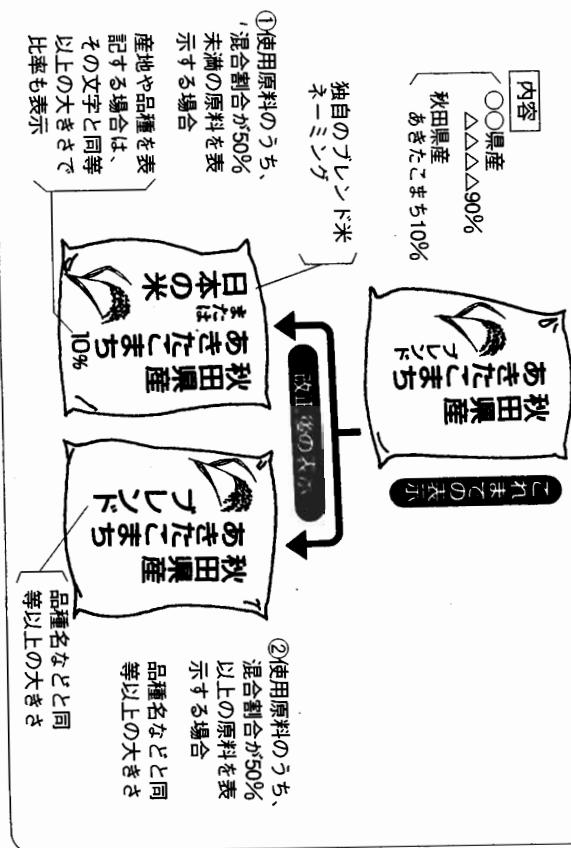
「物の表示が実施されてゐる。」

農産物一や「遺伝子組み換え農

は、生鮮食品や米などの原産地表示が義務づけられ(生鮮食品

昨年四月一日から完全実施され

図 JAS法改正によるブレンド米の表示のしかたの変化



ただし、ブレンド米のブレンド比率までは食糧庁のDNA鑑定室ではチェックされないが、(民間検査機関MOIIC)では業務監査で帳簿を検査しては可能である。不正を発見するしか手がないようである。

もとともに新JAS法施行以降、モニタリング調査が制度上確立し、DNA鑑定等を行なわれるようになつた。少くとも單品の安売りに関するところでは、かなりの準制

二三九八〇年秋之卷

業界の原価構造を知るハイヤーなら、鉱柄米の比率が変わつても輸入価格や売上額が変わらない理由を、納入業者とやり取りするのが本来の姿である。しかし、どうやら取り扱いがあるもののスープ一箱で行なわれたといふ話はほんと聞いたことがあります。米側のコストタクシ努力など、一見正當な理由付けを信用するに付すが、書画外米調達力の誇示など、一見せめてしていけるものがあるのか。

度聞いてみたもののである。多少でもないじじいじのじゆうに説明したのか、表示の変化と身の合性や価格が変わ納入卸は、新JAS法以前と以後で、原料価が変化するはすなに、である。
。(1)の表示がそれ正しければ、

。新JAS法規定走機に銘柄米一〇〇%の表示から一〇〇%に変わり、再びの改正にともない五〇%表示に変わることとなる。

ある(その後、日を追つて)、既成米袋一カ一のカタログにブレーバード、米パリーズが加わるにいたつた。そこで、当時これららの付けられ、米の裏面表示は、計ったようによつて銘柄米の比率が一〇%であつた。それが一年を経て三〇%に増え、最近では、やがて三〇%に改正(カコミ三参照)され、先取りするかのように五〇%表示に変更される。これが、銘柄米の比率が変わつてゐることだが、銘柄米の売価は、銘柄米単品表示の比率の上に、一〇kg 九八〇円といふ安値である。

この新袋をまた生産していなかつたから
どんどん単品表示袋で、フレーバー米デザイ
を生産している米袋メーカーの製品はは
かれたシールを申しわけ程度に貼つたり書
アーベン「とか」複数原料使用「と」書
つた。それまで単品表示をしていた袋に、
ただ、その手作法はいかにも泥縄式であ
るやうになつた。

間近に控え、全国で精米表示をチックし、違反している業者を厳しく指導した。その結果、これまで単品銘柄米一〇〇%表表示の一〇kg二九八〇円精米を販売していたスーパーやディスカウントは、ついにブレンド米表示に切り替えざるを得ない状況となってしまった。

価格が変わらない不思議
米の比率が変わっているのに

國にかかる費用がどれだけかです。

新米期から実施される。豊作になり米価が下がれば五〇%表示に対応できそつたが、安い原料玄米が潤沢でなければ相変らず不当表表示問題が起る可能性があるといふ。されど米業界は、昨年四月の新JA法施行を契機にアンドドーム表示をしたおかげで、あからさまな不正表表示を追及するところが残念ながら、最近、米業界でこれが発生した。この問題は、雪印食品問屋が大騒ぎになつたあと、一通の怪文書が業界マスコミや得意先筋に流れられたことが発端で安売りされていた国産一〇〇%表示の商品の中粒種が混入していたといつても、文書の内容は、この頃の商品と違つた。この問題は、雪印食品問屋が公表された不正表表示を行なつていた事実が公表された。この問題は、雪印食品問屋が大騒ぎになつたあと、一通の怪文書が業界マスコミや得意先筋に流れられたことが発端で安売りされていた国産一〇〇%表示の商品と違つた。文書の内容は、この頃の商品と違つた。

社名を公表される

業界事情の話では、この商品は仕入れ商品であり、自社工場での精米ではなかなか商品を免れるわけではない。上場会社だけに自主的に社内調査をした結果、この商品以外にも産地を偽装した不正表示商品があり、合計三二〇七を上回る不正表示米が流通した事実が発覚したというものである。

雪印事件以前であれば、このケースは戦後注意喚起業務改善命令からいいますとさはれ、表記されたにないじことはなかつたらう。雪印事件以降の社会環境が、ほんかぶりを許さない状況をつくつたのである。

卸の存在意義は

新JAS法が改正されると、大手企業だけではなく中小堅企業でも、不正が発覚すれば氏名公表といふ最大の制裁措置が下されるようになる。厳しい監視と監督が可能になる時代が近づいてきたようである。

(福岡農産株式会社代表取締役社長)
福岡県田川市桜町一四二一
やしていけると確信している。
た企業活動を続ける中で、生涯顧客を増
ものと思われる。前述の経営目的に沿つ
頼が生まれ、弊社のファンが増えてくる
を継続する中に、産地や取引先からの信
一見遠回りに見えるこれらの取り組み
運動」にも積極的に取り組んでい。
行政ともタイアップし、「」はん食推進
米の販売促進活動を継続している。また
「棚田サミット」にも毎年参加し、棚田
全国棚田連絡協議会のメンバーとして
運動」が県内でも上位の卸となることがで
もかからず、産地が明確な自主米取り
め試みを地道に続ける中で、新規卸に
を掲げた。産地ユースーとの交流を深め
、架け橋役となる「」という経営目的
の結果、「産地生産者と消費者、ユースー
ーを太いパイプで結ぶコ-ディネ-タ
ー」を意義を深く考える機会を持った。そ
こで、存在意義を深く考える際に、卸としての
弊社は、一九九六年の流通規制緩和に
より登録卸を申請する際に、卸としての

は困難である。仮にスバル側が一〇kgで一〇〇円しか販売マージンをからぬべくして、袋代五〇円、配達コストが七〇〇円としていてそれを引けば、卸にどつては七〇一八〇円の利益が取れないとします。精米にかかる諸コストをカバーできない。精米料金は七〇一八〇円の店頭価格を実現するには、計画外流通の六〇kg一萬三五〇円程度の玄米を、あきらめないと使わざるを得ないといふことになります。これが一〇kg一八〇〇円の原価となる。玄米に変えると一kg一五〇〇円前後の玄米を六〇kg一萬三五〇円以下に下げ、三〇%をもつてのブレンド比率を10%以下にまで下げる。あきらめないと、たまたま玄米で御すすめにかかる費用は、なんとか競争率入で生き残るわけである。

独自のネーミングで商品化してきた
「秋田県産あさき」は、新農法の施行以来、フレンド米は
現在、秋田県産あさきたまご
の玄米価格は六〇kg一万六八〇円
五円(九州持込み一等)であり、
又スカを一〇%削った精米原価は
一kg三三一円である。この玄米
を五〇%使い、これに六〇kg一
万二五〇〇円程度の八年産米
精米原価一kg三三一円(一
〇%と一kg三三一〇円前後の特定
米穀增量用三〇%をフレンドす
れば、精米原価は一kg六八〇円、
一〇kgで二十六八〇円となる。

弊社の定期的な調査(大)との異なることはいえない状況にある。

アレバニアでは監視の目が行き届いてゐる。いわゆる「特定米穀」(未熟粒など)のタス(米)の比率が高くなっている。つまり、貯蔵庫内が明らかに悪化している。

年につけ、貯蔵庫内が明らかに悪化している。いわゆる「特定米穀」(未熟粒など)のタス(米)の比率が高くなっている。

昨年四月の新JAS法施行から日がたつふるいの網目を通して簡単な調査では、



独自のネーミングで商品化してきた